

令和5年9月25日版

警戒区域の解除にともない

ご自宅に戻られる際のご案内

熱 海 市

危機管理課

都市整備課

ご案内

この冊子は、これから伊豆山のご自宅に戻られる際に、必要となるライフライン等の手続きや、日常生活に関するお困りごとなどに関する問い合わせ先をまとめました。

ライフラインは、皆さまの敷地の前まで来ていますので、ご家庭内に引き込む手続きは、各自で行っていただく必要があります。ご面倒をお掛け致しますが、下記を参考にお手続きをされますようお願いいたします。

【目 次】

第1章 ライフラインに関すること

- | | | |
|---|-------------------------------|--------|
| 1 | 電気について（東京電力パワーグリッド） | ・・・P5 |
| 2 | ガスについて（熱海ガス） | ・・・P8 |
| 3 | 水道について（水道温泉課） | ・・・P9 |
| 4 | 下水道について（下水道課） | ・・・P10 |
| 5 | 浄化槽について（協働環境課） | ・・・P11 |
| 6 | 電話について（NTT フィールドテクノ） | ・・・P12 |
| 7 | ケーブルテレビについて（IKC） | ・・・P12 |
| 8 | 12月1日のライフライン復旧について
（都市整備課） | ・・・P13 |

第2章 日常生活に関すること

- 1 道路交通について（都市整備課） . . . P14
- 2 ゴミ出しについて（協働環境課） . . . P14
- 3 市広報紙等について（秘書広報課） . . . P15
- 4 郵便について（日本郵便） . . . P15

第3章 地域内の防犯・防災に関すること

- 1 防犯設備について（危機管理課） . . . P16
- 2 警察による対応について（熱海警察署） . . . P16
- 3 民地への侵入対策について（都市整備課） . . . P16
- 4 避難所について（危機管理課） . . . P17
- 5 消火栓の位置について（消防総務課） . . . P17
- 6 看板設置について（都市整備課） . . . P18
- 7 悪質業者について（熱海警察署） . . . P18

第4章 現在お住いの家屋（応急仮設住宅等）に関すること

転居転出手続きについて（危機管理課） . . . P19

別紙1 . . . 警戒区域解除後の道路交通について

別紙2 . . . 消火栓位置図

別紙3 . . . 看板設置について

第1章 ライフラインに関すること

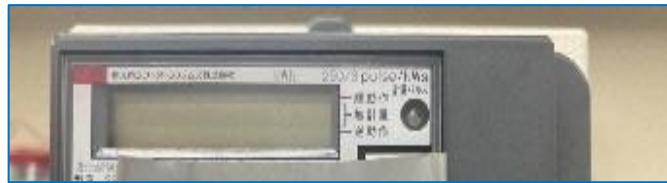
1 電気について

「①停電中」及び「②通電中」と分けて申し込み方法をご案内しておりますので、ご自宅の状態をお確かめのうえ、お手続き願います。

電力量計（電気メーター）に数字が表示されていない場合は「①停電中」、数字が表示されている場合は「②通電中」となります。

尚、電力量計が無い（撤去済または被災による流出）お客さまについては「①停電中」のご案内に従ってお手続き願います。

（電力量計の液晶表示例）



液晶表示：なし「①停電中」



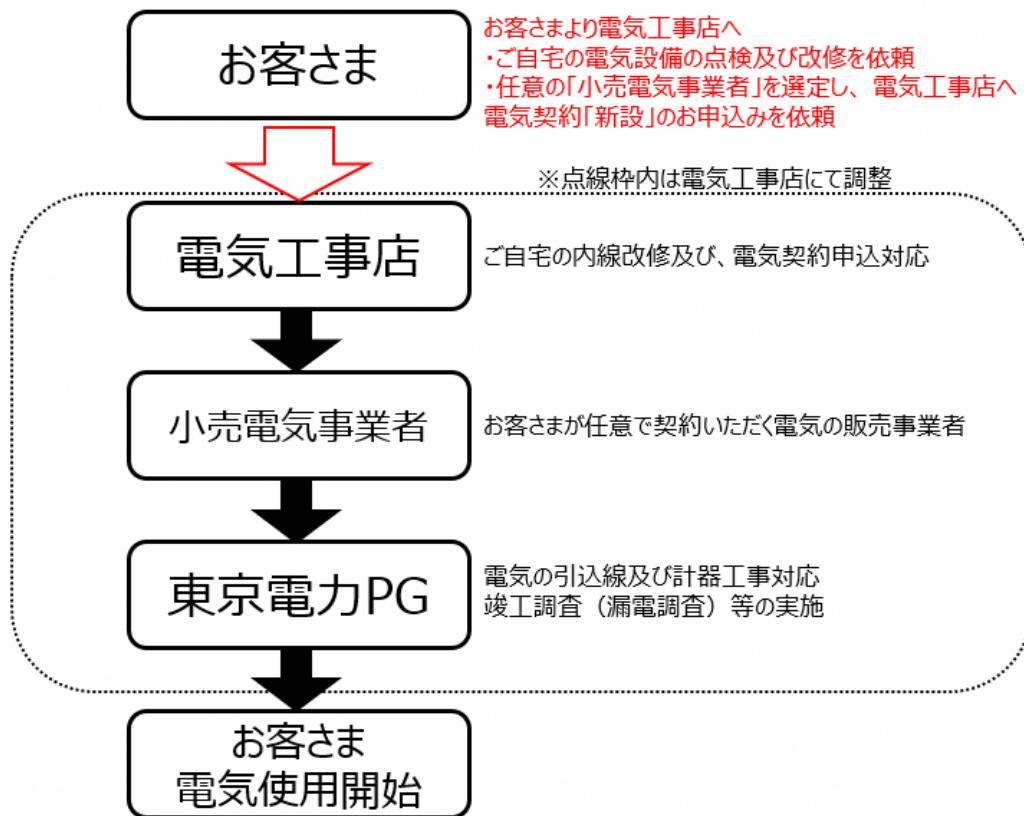
液晶表示：あり「②通電中」

● ①停電中のお客さま（電力量計が無いお客さま）

電気工事店へ連絡いただき、ご自宅の電気設備の点検・改修等及び電気契約の新設申込を依頼願います。

お申込みから電気使用開始までに時間を要しますので、お早めのお申込みをお願いします。

（契約の流れは下記フロー図を参照ください。）



● お知り合いや最寄りの電気工事店をご存知ない場合は、下記へ相談願います。

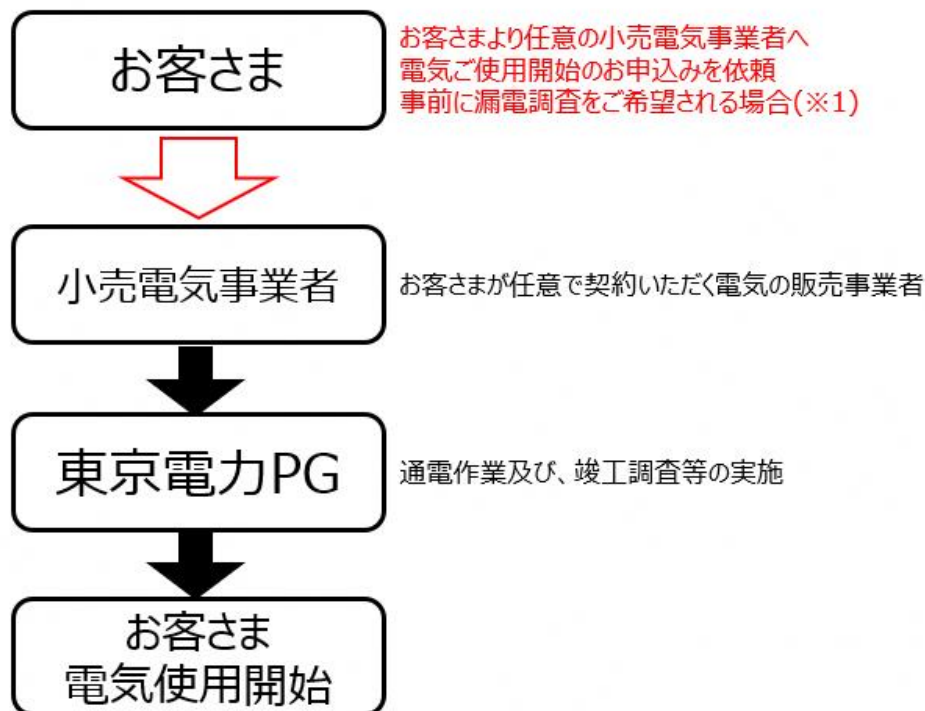
住宅電気工事センター(熱海)

住所:熱海市下多賀和田木 303-8

TEL:0557-68-4699 (全日 8:00~18:00)

● ②通電中のお客さま

任意の小売電気事業者へ、電気ご使用開始の申込を依頼願います。
(契約の流れは下記フロー図を参照ください)



※1 長期間電気をご使用されていないため、漏電調査の実施を推奨します。漏電調査は、電気工事店、東電PG(※2)でも対応いたします。

- ・東電PGに漏電調査をご希望される場合につきましては、無償で漏電調査を実施いたします（使用再開時の1回に限ります）。
- ・お客さまの電気設備改修が必要となる場合につきましては、最寄りの電気工事店での改修をお願いいたします。
- ・東電PGでの漏電調査の訪問につきましては、事前に調整させていただき平日10時～16時の間に実施いたします。

※2 当社による漏電調査を希望される場合は、下記へ連絡願います。

東京電力パワーグリッド（株）静岡総支社
伊豆北地域技術サービスグループ
TEL：0558-76-2483（平日10:00～16:00）

- お知り合いや最寄りの電気工事店をご存知ない場合は、6ページへ記載の「住宅電気工事センター（熱海）」へ相談願います。
- 漏電調査以外の東京電力パワーグリッド設備に関するお問い合わせは、下記へ連絡願います。

TEL:0120-995-007（平日 9:00～17:00）

尚、電気のご契約（開始・解約・変更・料金等）に関するお問い合わせは、東京電力パワーグリッドでは受付できません。ご契約予定の小売電気事業者へご連絡ください。

2 ガスについて

【都市ガスご利用までの流れ】

- ・ お問い合わせ（現地調査日の設定）
 - ↓ ※お時間に余裕をもってご連絡ください
- ・ 道路からガスメーターまでのガス管調査（無料）
 - ↓ ※敷地内のガス漏れ・破損などがあれば要改善（別途お客さま負担）
 - ↓ ※敷地外のガス漏れ・破損などがあれば要改善（熱海ガス負担）
- ・ ガスメーターから宅内のガス漏れ検査（無料）
 - ↓ ※ガス漏れ・破損などがあれば要改善（別途お客さま負担）
- ・ ガス器具の調査（無料）
 - ↓ ※故障・破損などがあれば要改善（別途お客さま負担）
- ・ ガス復旧（ガス開栓）

使用開始や名義変更の際には、下記問い合わせ先までご連絡ください。

【お問い合わせ先】

熱海ガス(株)

電話番号：0557(83)2141

受付時間：平日 9時～17時

「調査及び工事に関するお問い合わせ先

供給部内管工事課」

「使用開始及び料金に関するお問い合わせ先

総務部料金課」

【LP ガスご利用までの流れ】

- ・お取引先の事業者へお問い合わせください。

3 水道について

【水道ご使用までの流れ】

①漏水についてご確認ください。

- ご希望の方を対象に、水道メーターから宅内における漏水の有無を調査します。
※調査の際には、使用者様等の立ち会いが必要となります。
- 漏水が確認された場合は、熱海市指定給水装置工事事業者へ修繕工事を依頼してください。賃貸等の場合は、給水管等の所有者さまへ漏水していることをお伝えください。
※私有地内の給水管等につきましては、所有者様管理となりますので、修繕工事費用は所有者さま等の負担となります。

②水道をご使用される際は事前に開栓手続きを行ってください。

- 元警戒区域内の水道については職権にて休止としています。
そのため、水道のご使用には開栓手続きが必要となります。手続きは、従来の書面での手続きのほかに、お電話での手続きも受け付けています。
※発災日以降に開栓手続きを行い、現在ご使用中の方で、継続して使用される場合、手続きは不要です。

③開栓後の注意事項

- 水道管の中に空気が入り、空気の圧力で破損してしまう恐れがあります。そのため、最初は洗面所や台所の蛇口（あれば外の散水栓の蛇口）を少しずつ開いてください。
- 通水時は濁り水が出やすいため、蛇口を少しずつ開き、3分から5分ほど水を流し、濁りや臭いが無いことを確認してからご使用ください。

[熱海市水道指定給水装置工事事業者一覧の URL 及び QR コード]

熱海市ホームページ > くらし・手続き > 水道・下水道・温泉 > 水道 >
熱海市水道指定給水装置工事事業者一覧（水道・温泉工事（修繕）の依頼）
URL: <https://www.city.atami.lg.jp/kurashi/suido/1004880/1012800.html>

前記 URL の QR コード



漏水調査及び開栓手続き、その他手続き等につきましては、下記問い合わせ先までご連絡ください。

【お問い合わせ先】

熱海市上下水道・温泉料金お客様センター

電話番号：0557(86)6485～6487

受付時間：8時30分～17時15分

(日曜・祝日を除く)

4 下水道について

【下水道ご使用までの流れ】

①敷地内の排水状況についてご確認ください。

●市の下水道管に接続されている敷地内（建物を含む）の排水管は、所有者様による確認が必要となります。使用開始前に熱海市下水道排水設備指定工事店に調査を依頼してください。

※賃貸等の場合は、建物の所有者様へ対応をお願いしてください。

※私有地内の排水管等につきましては、所有者さま管理となりますので、調査や修繕工事費用は所有者さま等のご負担となります。ご不明な点は下記お問い合わせ先までご連絡ください。

【お問い合わせ先】

熱海市下水道課施設室

電話番号：0557(86)6526

受付時間：8時30分～17時15分

(土曜・日曜・祝日を除く)

② 名義変更等の際は、下記問い合わせ先までご連絡ください。

【お問い合わせ先】

熱海市 上下水道・温泉料金お客様センター

電話番号：0557(86)6485～6487

受付時間：8時30分～17時15分
(日曜・祝日を除く)

[熱海市下水道排水設備指定工事店一覧の URL 及び QR コード]

熱海市ホームページ > くらし・手続き > 水道・下水道・温泉 > 下水道 >
排水設備（水洗化）工事

URL:https://www.city.atami.lg.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/000/888/R5.5shiteikouziten.pdf

上記 URL の QR コード



5 浄化槽について

【事前の確認】

- 被災によって浄化槽機能に支障が生じている可能性があるとともに、長期間、浄化槽の維持管理及び清掃ができなかったことから、水処理機能を果たせていない可能性がありますので、現状の確認が必要です。

⇒浄化槽の維持管理業者等へ現状の確認を依頼してください。

熱海市内の浄化槽清掃許可業者

熱海環境サービス(株) 電話番号：0557(88)1015

熱海ライフクリーン(株) 電話番号：0557(80)1122

(株)アサヒクリーン 電話番号：0557(67)5115

- 電気、水道の確認・・・浄化槽の利用には電気及び水道の復旧が条件となります。

【使用前の手続き】

- 浄化槽の清掃・・・長期間使用されていない浄化槽内に残る腐食した汚泥を抜き取るよう、上記浄化槽清掃許可業者へ依頼してください。

【浄化槽解体済み、使用不可等の場合】

- 浄化槽が災害や公費解体にて解体済みもしくは使用不可となった場合、浄化槽使用廃止届出書の提出が必要となります。その際は、対象者に対し届出書を郵送しますので、必要事項を記入し返信をお願いします。又、公共下水道供用区域内の方は、公共下水道への接続をご検討ください。

【浄化槽のお問い合わせ先】

浄化槽の維持管理について

静岡県 東部健康福祉センター 生活環境課

沼津市高島本町1番地の3

電話番号：055(920)2135

許可業者及び提出書類について

熱海市 協働環境課 環境センター

熱海市 熱海字笹尻 1804 番地の 8

電話番号：0557(82)1153

公共下水道について

熱海市 下水道課 施設室

電話番号：0557(86)6526

6 電話について

【加入電話の新規申込・移転、休止や一時中断中の電話の再開に関するお問い合わせ】

●局番なしの『116』（携帯電話・PHSからは0800-2000116）

受付時間：9時～17時（年末年始12/29～1/3を除きます）

URL：<https://www.ntt-west.co.jp/denwa/support/contact/>

【加入電話の故障及び一時中断に関するお問い合わせ】

●局番なしの『113』（携帯電話・PHSからは0120-444-113）

受付時間：24時間（音声ガイダンスによる録音受付）

URL：<https://www.ntt-west.co.jp/trouble/inquire/02.html>

※各種費用及び工事期間等についてはオペレーターにお問い合わせください。

7 ケーブルテレビについて

【事前の確認】

●事前に契約者さまのお名前・帰還されるご住所・登録している連絡先をお伝えください。IKCサービスの提供が可能な場所であるか否か確認しご案内いたします。

【ケーブルテレビのお問い合わせ先】
株伊豆急ケーブルネットワーク
電話番号：0120(730)129
(年中無休／9時30分～17時30分)

8 12月1日のライフライン復旧について

●令和5年12月1日ライフライン復旧については、今後、地域別に予定している説明会（熱海土木事務所と合同開催）でも説明する予定です。

【お問い合わせ先】
熱海市 都市整備課 復興調整室
電話番号：0557(86)6386

第2章 日常生活に関すること

1 道路交通について

【道路の動線について】

- 令和5年9月1日の警戒区域解除後の道路の動線及び通行止め箇所は「別紙1」のとおりとなっています。

地域の主な生活道路である市道岸谷本線は、被災前と同様の動線となりますが、令和5年9月1日時点において市道岸谷2号線が流出していることから、市道岸谷本線を国道135号から北上してきた車両があった場合、岸谷倶楽部のところで行き止りとなってしまうため、行き止り先付近に転回スペースを用意しています。

その他の道路は、被災前と同様の動線となります。

なお、市道岸谷2号線については、流出している道路の復旧が完了した後、被災前と同様の一方通行に戻す予定です。

- 道路の通行止めについて

通行止めとなっている道路については、今後、市の道路事業等により、機能回復を図っていく予定です。

なお、施工時期については、決まり次第お知らせします。

【お問い合わせ先】

熱海市 都市整備課 復興調整室

電話番号：0557(86)6386

2 ゴミ出しについて

【ごみステーション】

- 以前に設置されていた場所を基本に、仮設ごみステーションを設置する予定です。

⇒詳細については、後日配布します。

【規制区域内の片付けごみ】

- 警戒区域（規制区域）内の家屋で発生した災害廃棄物（長期間未使用に

より使用不能となった家電や、カビや異臭で使用ができなくなった家財道具等)については、環境センターで処分を行います。

⇒依頼先、出し方、ルールなどの詳細については、後日配布します。

【お問い合わせ先】

熱海市協働環境課環境センター
熱海市熱海字笹尻 1804 番地の 8
電話番号：0557(82)1153

3 市広報紙等について

- 市の広報紙等を避難先等にて郵送により配布を受けている方は、町内会による広報紙等の配布が開始されるまでは、郵送による配布を継続します。配布方法の切り替えのタイミングにつきましては、市と町内会長が調整した後にお知らせします。

【お問い合わせ先】

熱海市 秘書広報課 広報室
電話番号：0557(86)6070

4 郵便について

- 被災前に内山商店前にあった郵便ポストについては、岸谷バス停付近に移設しました。
- 現在お住いの住宅から転居する場合には、郵便局に転居届をお近くの郵便局窓口、ポスト投函、インターネット等で提出いただくことで、1年間、旧住所あての郵便物等を新住所に無料で転送されます。届出をされませんと、郵便物が転送されませんので、ご注意ください。

【お問い合わせ先】

熱海郵便局
電話番号：0570(943)470

第3章 地域内の防犯・防災に関すること

1 防犯設備について

- 防犯灯は、復旧工事の進捗に合わせて町内会と連携して設置しています。未設置箇所につきましては、ご迷惑をおかけしますが、もうしばらくお待ちください。
- 防犯カメラ等は、熱海警察署と連携して設置しています。

【お問い合わせ先】

熱海市 危機管理課 危機管理室
電話番号：0557(86)6298

2 警察による対応について

- 定期的に巡回パトロールを行っています。不審者等を見かけた場合は熱海警察署までご連絡ください。
また、市内で息子や市役所などをかたり、金品を要求する特殊詐欺の被害が増えています。怪しいと思ったら、熱海警察署までご連絡ください。

【お問い合わせ先】

熱海警察署
電話番号：0557(85)0110

3 民地への侵入対策について

- 令和5年9月1日の警戒区域解除後も帰還できない地権者さまのうち、同意していただいた方の土地には、不審者が敷地内に入り込まない様にするため、木製バリケード、トラロープ等を道路との境界に設置することによる侵入防止対策を行っています。

今後、帰還等の理由により侵入防止対策が不要となった方は、下記問い合わせ先までご連絡ください。

【お問い合わせ先】

熱海市 都市整備課 復興調整室

電話番号：0557(86)6386

4 避難所について

- 指定避難所は、伊豆山小学校となります。

また、いざという時に備え、平素から避難用品等の準備をお願いするとともに、「わたしの避難計画」を作成してご家族で共有してください。

【お問い合わせ先】

熱海市危機管理課

電話番号：0557(86)6298

5 消火栓の位置について

- 消火栓は次の4か所に設置してあります。「別紙2」をご確認ください。

- ・伊豆山 451-8 付近の市道
- ・伊豆山 543-2 付近の市道
- ・伊豆山 111-1 付近の市道
- ・伊豆山 571-6 付近の市道

【お問い合わせ先】

熱海市 消防総務課 総務室

電話番号：0557(86)6612

6 看板設置について

- 令和5年9月1日の警戒区域解除に伴い、地域内には不特定多数の人の侵入が可能となっています。また、道路については、行き止り道路となっている箇所があります。

このため、地域の平穏な生活を確保できるようにするとともに、道路の状況を周知するため、地域内の所々に「別紙3」のとおり看板を設置しています。

【お問い合わせ先】

熱海市 都市整備課 復興調整室
電話番号：0557(86)6386

7 悪質業者について

- 災害に便乗した悪質商法や消費者トラブルが発生することがあります。不審な訪問や電話を受けた場合は明確に断るとともに、困ったときは一人で悩まず、相談窓口につながる消費者ホットラインに電話してください。

【お問い合わせ先】

消費者ホットライン
電話番号：188
熱海警察署
電話番号：0557(85)0110

第4章 現在お住いの家屋（応急仮設住宅等）に関すること

転居転出手続きについて（危機管理課）

●現在お住いの住居から転居・転出される場合は、ライフラインを止める（廃止する）手続きなどをしてください。

また、住民票の住所が現在お住まいの家屋（応急仮設住宅等）になっている方は、住所変更の手続きも併せてしてください。

【民間賃貸住宅にお住まいの方】

●現在お住まいの住居から退去される場合は、退去日の1か月前までに不動産会社及び被災者支援室（0557-86-6212又は6213）に連絡してください。

ご連絡が遅れますと、翌月の賃料やご本人負担の諸費用（駐車場代等）が請求される場合がありますので、忘れずに連絡してください。

【市営住宅にお住まいの方】

●退去日が決まりましたら、熱海市建築住宅室（0557-86-6423）へ連絡してください。

なお、退去の際は担当職員が立ち会います。

【県営住宅にお住まいの方】

●退去日が決まりましたら、静岡県住宅供給公社東部支所（055-920-2271）へ連絡してください。